

障福第 1504 号
令和 5 年 3 月 22 日

各指定就労移行支援事業所管理者 様
各指定就労継続支援 A 型事業所管理者 様
各指定就労継続支援 B 型事業所管理者 様

水戸市障害福祉課長

就労移行支援及び就労継続支援に係る在宅就労支援の取り扱いについて（通知）

日頃から、本市の障害福祉行政に御協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、在宅でのサービス利用における支援（以下「在宅就労支援」という。）の提供につきましては、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」（平成 19 年 4 月 2 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「留意事項通知」という。）により対応していただいているところです。

今回、本市での在宅就労支援についての考え方を下記にまとめましたので、御了知ください。

なお、本通知は、本市の支給決定を受ける利用者に対する取り扱いとなります。他市町村で支給決定を受ける利用者への在宅就労支援については、支給決定を行う自治体に確認をしてください。

記

1 在宅利用者

留意事項通知 2（3）①の「在宅でのサービス利用による支援効果が認められるものと市町村が判断した者（以下「在宅利用者」という。）」について本市では、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、在宅でのサービス提供することによる支援効果が認められる旨が明記された個別支援計画に同意をした者（個別支援計画を見直す際も同様）とします。

在宅利用者に在宅でのサービスを提供している旨を本市に報告することは不要ですが、アセスメントやモニタリング等の記録は、市が資料の提供を求めたときに直ぐに提示できるようにしてください。

2 他のサービスとの重複

居宅介護等、利用者が他の障害福祉サービス等を利用している時間は、在宅就労支援を提供することはできません。

3 サービスが適正に提供されない場合

留意事項通知留意事項通知2（3）「在宅において利用する場合の支援について」に基づいた支援が適正に行われていることが確認できない場合は、給付費の返還を求めます。

また、個別支援計画作成に係るアセスメント及びモニタリングの記録が確認できなかった場合も同様です。

【問い合わせ先】

〒310-8610 水戸市中央 1-4-1

水戸市福祉部障害福祉課管理係

TEL 029-350-8053

FAX 029-221-4447

MAIL syogai.fukushi@city.mito.lg.jp